



事務所、事業所または家屋敷に関する市民税・県民税申告書

五所川原市長 宛

令和 年 月 日提出

1. 申告者

マイナンバー				日中に連絡可能な電話番号
				() -
フリガナ				生 年 月 日
氏 名				年 月 日
その年の1月1日現在の住民登録地				
現 住 所				
前年中の合計所得金額	_____円			※確定申告書の控えや源泉徴収票の写しの同封でも可。
扶養親族等	同一生計配偶者	有・無	本人該当区分 (該当するものに○)	障害者・寡婦・ひとり親 未成年・生活保護
	控除対象扶養親族	人		

※本人確認書類の添付が必要です。裏面をご確認ください。

2. 対象となる家屋敷等

次の(ア)の物件について、別紙「家屋敷等区分フローチャート」にて確認し、(イ)の該当する区分(A~C)を○で囲んでください。

(ア) 所在地	五所川原市				
(イ) 区 分	A. 事務所、事業所(職業・業種、屋号等を記入) <table border="1"> <tr> <td>職業・業種</td> <td></td> <td>屋号等</td> <td></td> </tr> </table>	職業・業種		屋号等	
	職業・業種		屋号等		
B. 家屋敷 C. 上記A、Bに該当しない(次の該当する番号に○) (1) 所有物件無し (2) 損傷が激しく住めない状態 (3) 独立性のない間借 (4) 2カ月程度の一時的な事務所 (5) 貸付が目的の建物(自己所有のアパート等) (6) 法人経営している事務所 (7) その他 ()					

留意事項

- その年の1月1日に五所川原市内に住所を有しない方であっても、上記「その年の1月1日現在の住民登録地」において市民税・県民税が課税になっている場合、かつ、上記「区分Aまたは区分B」に該当する場合、家屋敷等に関する市民税・県民税が五所川原市で課税されます。
- 「その年の1月1日における住民登録地」に所得等の調査をさせていただく場合があります。申告書と調査の結果が異なる場合、課税・非課税の決定が変更になる場合がありますので、正確にご記入ください。

※裏面もご確認ください※

本人確認書類添付台紙

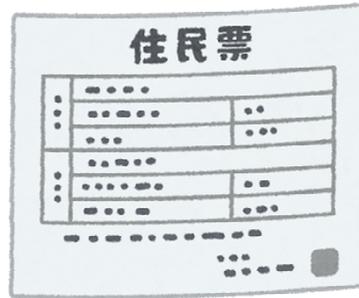
①および②を貼付または添付してください。

のりしろ

①個人番号確認書類の写し

下記のいずれか1つを貼付してください。

- ・マイナンバーカード裏面（番号記載面）
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
※マイナンバーが記載されているもの



のりしろ

②身元確認書類の写し

下記のいずれか1つを貼付してください。

- ・マイナンバーカード表面（写真掲載面）
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・身体障害者手帳

等

